

【第1条：参加資格】

①トーナメントの第一目的は、プロアングラーの育成と相互の親睦を図るものである。更にバスとバスフィッシング、プロバストーナメントの社会的認知を目指すものである。参加できるアングラーは特例を除き、World Bass Society（以下 W.B.S. とする）のプロフェッショナルメンバーのみである。

②プロメンバー（B登録メンバーを含む）の参加条件は「18歳以上、2級小型船舶操縦士以上の資格を有する」者とする。

③ W.B.S. への入会・更新は強制されるものではない。各自の判断でこれを行ない、入会・更新を行なう際は、最新のルールおよびルール解説を確認し、理解した上で申し込みの手続きを踏むものとする。一度入金し入会・更新した後の返金に関して、本部は応じられない。

④ボート所有者は、船舶免許および船舶検査証の写しを、登録・更新時に各1部提出する。

『第1条：解説』

①-1 プロメンバー登録には、全権利を有するA登録、パートナーとして同船するB登録がある。

①-2 B登録のメンバーは年間成績において、A登録選手とは別枠で成績が発表される。

②-1 18歳以上、2級小型船舶操縦士以上の資格を義務付けるのは、試合中パートナーに不慮の事由が発生した場合に、

法的・技術的に安全且つ迅速な対応が可能であると考えからである。

②-2 日本国籍を持たない等、特別な理由がある場合は本部の要請で出場資格を得る場合もある。

【第2条：エントリーフィーの支払】

①エントリーフィーの支払、エントリーフォームの送信は、申し込み締切日までに完了させる。

②一度納入されたエントリーフィーは締切後、払い戻しはなされない。

『第2条：解説』

① 締切は「締切該当日の 24 時迄」。これを過ぎた場合、本部は一切応じられない。また、エントリーフォームの記載不備等があった場合は、受付を拒否される場合がある。

② 締切前にキャンセルした場合には、一度支払ったエントリーフィーの90%の割合を払い戻すこととする。

【第3条：プラクティス】

①公平を期するため、オフリミット期間は特別の事情が発生しない限り定めない。

②プロトーナメントの前日を、オフィシャルプラクティスデイ（公式練習日）と定める。

③原則として W.B.S. メンバーと N 制度でエントリーした者は、オフィシャルプラクティスデイに同船できる。

④オフィシャルプラクティスの時間は、日の出から日没までとする。

『第3条：解説』

② 2日間以上の大会では、荒天等の理由でトーナメントが中止となり、その翌日・翌々日がトーナメントの該当日だった場合、そのエリア内での釣りを全面禁止とする。

③ -1 オフィシャルプラクティスデイはメンバー以外との乗船はできないが、取材の依頼を受けた場合等は、本部許可のもとで乗船できるものとする。

③ -2 ここで言うメンバーとは W.B.S. に所属する W.B.S.Pro、J.L.B.A. のことである。

③ -3 オフィシャルプラクティスデイは、トーナメントのパートナーより乗船希望がある場合、これを優先しなくてはならない。

③ -4 無許可でメンバー以外と乗船をした場合、ペナルティーとして「2kg マイナス」とし、場合によっては「失格」になる場合がある。

④-1 オフィシャルプラクティスの時間は日の出から日没までとし、日没にはマリーナに戻っている事とする。違反者はペナルティーとして「1kg マイナス」となる。

④-2 オフィシャルプラクティスデイにおいてコンテストバンドの装着の義務がある。走行に関しては、ルールブックおよび別図マップに記載された規定に従うものとする。

【第4条：受付】

①トーナメント参加者は、指定された集合時刻までに集合しなければいけない。尚、集合時刻に遅れた場合、ペナルティーが課せられる（注：解説②-1 と②-2 を参照）。

②理由の如何にかかわらずトーナメントの当日にAプロが欠席となり、そのパートナーがトーナメントに参加できない場合、欠席者は本部に対し損害賠償を支払うものとする。その他救済措置として出場の特例を設ける場合がある。

『第4条：解説』

①-1 集合時刻は季節等によって変わるため、確認が必要となる。ホームページにて集合時刻は案内する。

①-2 受付は各マリーナの入口等で行なわれる場合や本部で行なわれるなど状況によって変わる。

②-1 時刻は JST（明石標準時）とし、選手は各自これに時計を必ず合わせておく必要がある。集合時刻に遅れた場合、その時間によりペナルティーが課せられる。具体的には、1 分につき 100g のマイナスとし、最大は 10 分以上の遅刻で上限は 1000g とする。参加予定選手（B もしくは N）が、集合時刻から 10 分経過したにもかかわらず連絡が全く取れない場合にはその選手は欠席とみなされ、失格となる。このような状況が発生した際には救済措置として、本部で急遽パートナーを用意し、出船可能とする場合もある。

②-2 1 分の遅刻とは 1 秒から 60 秒までを指す（集合時刻が 5:00 である場合、5:00:01 から 5:01:00 までの間が、100 g のマイナスの対象で、時間経過と共に加算されることとなる）。

②-3 遅刻をしなかった側の選手に対しては、当日のみのペナルティーが適用され、年間成績にはこのペナルティーは反映されない。

②-4 遅刻者はフライトに関係なく、最終スタート者より遅刻の時間分を遅らせたスタートとなる。

②-5 【例】選手 B が 8 分遅刻した時には、チームで 4500g をウェインした場合 $100\text{ g} \times 8\text{ 分} = 800\text{ g}$
 $4500\text{ g} - 800\text{ g} = 3700\text{ g}$
選手 A 遅刻なし 当日 3700 g 年間記録 4500 g
選手 B 遅刻 8 分 当日 3700 g 年間記録 3700 g

②-6 理由の如何にかかわらず、トーナメントの当日にチームの一方が欠席となり、そのパートナーがトーナメントに参加できなくなった場合、欠席者は本部に対しエントリーフィーの

2倍の損害賠償を支払うものとする。本部はその責を負わない。

②-7 組み合わせされたチームは連絡を密に取り、集合時刻に遅れないよう互いに努力・協力しなくてはならない。集合時刻に遅れると判断した選手は、パートナーと本部に速やかに連絡しなければならない。これを怠ると失格となる場合がある。

②-8 ②-7 の事例と同様のことが2チーム発生した場合は、この該当者兩名をチームとして急遽組み合わせ、出船可能にする場合がある。

②-9 不慮の事件・事故・急病等で集合時刻前に連絡が入り、更にそのパートナーに非がないと判断された際には、特別救済措置を発動し、オフィシャルスタッフと組み合わせてノンペナルティーで出場できる場合がある。

【第5条：安全】

①トーナメントをより安全に行うために、アングラーは必ず安全規格（JCI またはコーストガード）を通過したライフジャケットを使用し、これらは乗船から帰着後上陸するまで、常に着用していなければならない。ライフジャケットは手動膨張を不可とし、自動膨張式または浮力体入りとする。

②トーナメントエリアには安全上の理由から、安定低速走行、スロー、及びデッドスローエリアの規定が設けられ、これらの規定を無視して走行した場合、チームに対してペナルティーが課せられる。

③試合中止と延期については、以下に定める。

- ・ 集合時の風速が 8 m 以上の場合は待機とする。
- ・ 試合中止については、各情報と予報で総合的判断をする。

『第5条：解説』

① 乗船時には、ライフジャケットの着用を義務付ける。安全上、ジッパー・ストラップ等はきちんと着用し、キルスイッチも必ず装着しなければならない。

② -1 走行規制（速度）に関するものは恒久的に定義されている区域と、季節や当日の状況によって流動的に設定される区域があり、基本的にスタートエリア、及び港内はデッドスローエリアとされる。

② -2 安定低速走行の定義は、ブレーニングできる最低の速度とする。

② -3 スロー走行の定義はボートのパウ（船首）を上げず、目安としては 1000 ～ 1500 回転程度をスロー走行とする。

② -4 アイドリング状態での走行をデッドスロー走行とする。

② -5 上記指定エリアでは、追い越しの行為は禁止とする。但し、前を走行するチームが許可をすればこの限りではない。

【第6条：スポーツマンシップ】

① W.B.S. のトーナメントに参加する全てのアングラーは、常にスポーツマンとしての精神を持ち、一般アングラーの模範となるべく行動しなければならない。環境保全に努め、他のアングラーやトーナメント参加者以外を排除するような行動は慎み、違反者を見逃さない「正しい態度」を保たなくてはならない。正しい態度とは、ルールおよびレギュレーション違反者を発見した場合、当人に通告を行い、トーナメント終了時までには本部に報告できることである。

② トーナメント中の携帯電話の使用（通話、メール、SNS への投稿）は、止むを得ない場合を除き禁止とする。

③ トーナメント中のアルコール摂取は禁止とする。

④ アングラー同士は、トーナメントの参加・不参加を問わず、当事者間の了解なく 30m 以内に近づいてはならない。

⑤ トーナメントの間は、何人からもアドバイスやアシストを受けてはならない。

『第6条：解説』

① 違反者を見逃す、通達を怠るなどの行為が認められた場合には失格とする。トーナメント中に違反者を発見した場合は、できる限りその場で本人に通告を行ない、帰着後、速やかに本部に報告しなければならない。

② 携帯電話使用のやむを得ない場合とは、本部への緊急連絡・

許可確認・仕事関連・訃報等である。上記以外での携帯電話、携帯端末の使用は禁止。

③ アルコールに関して、トーナメントに酒気帯び状態での参加はできない。前日、及び期間中の自己管理を求めるものとする。これが明らかな場合は出場停止・失格とする場合もある。

【第7条 タックル及び道具】

①オフィシャルプラクティスデイを含むトーナメントの間は、ライブベイト及び餌とみなされるものの使用を禁止する。但し、ポークストリップ・ラインド類は除く。

②ロッドの長さは現状8フィートまでとし、同時に複数のタックルを使用してはならない。

③トローリングは禁止。ドラッキングは可とする。

④ギャフ及びネット類の使用を禁止する。

『第7条：解説』

②-1 使用可能なタックルはルアーのみとし、フライは使用できない。ルアーの後方にフライを繋ぐ等のリグは禁止とする。タックル規定に違反すると失格の対象となる。

②-2 現行では8フィートまでだが、変更の可能性がある。また、置き竿を含む2つのタックルを同時に使用すると失格の対象となる。

③-1 ドラッグングの定義は、必ずエレキを使用する事としエンジンを使用した場合はトローリングとみなされる。

③-2 強風や流れ等の理由でエンジンを使用しての釣りも認められるが、この場合操船者は釣りができないものとする。

④-1 ランディングネットに関し、鯉やキャットフィッシュ等に対応する、または安全のために準備・使用することは認められる。万一、トーナメントの対象魚であるバスにランディングネットを使用した場合、その魚は無効となり、直ちにリリースされなくてはならない。これをライブウェルに入れた場合は失格となる。ギャフは魚種を問わず使用禁止。

【第 8 条：ボート及びモーター】

①ボートは船検に通っていることを前提とし、制限されている馬力以上のエンジンや、船検切れのものは使用できない。オフィシャルプラクティスデイも同様である。

②エンジンの最小馬力は 70 H P とし、船検証・法定備品は確実に装備され、番号等の法律で定められた貼付物は見やすい場所へ貼付しなくてはならない。

③ W.B.S. のトーナメントに参加するボートは、規定のコンテストバンドを装着しなければならない。

④トーナメントに参加する全てのボートは、ボート保険に加入することが義務付けられる。

※車両保険と同じ扱いである。

⑤スタート前に、オフィシャルによるライブウェルチェックを受けなければならない。

⑥ルールブック&別紙マップを所持しなければならない。

『第8条：解説』

①-1 船検証に記載されている馬力以上の装備は禁止である。また、トーナメントエリアに制限がある場合はこれに従う。

①-2 スタート後に何らかのトラブルが生じて、ボートを交換する場合は、スタート地点以外ではこれを認めない。

①-3 交換で持ち込んだボートに関して、再度ボートチェックをオフィシャルに申請しなくてはならない。これを怠ると失格の対象となる。

② 事情により臨航許可である場合でもトーナメント参加は可能である。この場合臨航許可証を提示する。

③-1 <第5条><第6条><第11条>等を踏まえ、規定のコンテストバンドを、オフィシャルプラクティスおよびトーナメントの間、船体のエンジンに必ず装備しなくてはならない。コンテストバンドは裏返すと赤色になり、トラブルの発生を周囲のメンバーに、知らせることができる。

③-2 意図的にトーナメントの最中に外す行為や、不備があった際には、失格となる場合がある。走行中に誤って紛失した場合は速やかに本部に連絡をすること。

④-1 保険に関して、特に種類は問わないが、事故に対する損害賠償責任に重きをおいたものを推奨する。事故が起きた際に本部は、その責任の一切を免責されるものとする。

④-2 対象となる保険証のコピー類を年に一度、本部に提出しなくてはならない。提出がなされない場合、トーナメントに参加できない。

【第9条：ライブウェル】

①基本的には 40 リットル以上の容積のあるライブウェルと、水を循環させる為のリサーキュレーターが必須である。

『第9条：解説』

①-1 リサーキュレーターは必須であるが、万一故障した場合、条件を満たした装備での一時的な代用を認める。

①-2 バスを守るために選手は最大限の努力を惜しんではない。

【第10条：パートナー】

①パートナーはオフィシャルプラクティスデイ前までに、本部の厳選なる抽選によって決定される。これはトーナメントの信頼性の向上、及び不正防止をはかるためであり、アングラーツの連帯感や親睦を深めるためである。

②パートナーはチェックアウトからチェックイン、更にウェインが終了するまで共に行動するものとする。

『第 10 条：解説』

① -1 パートナー抽選は公開制とし、希望者は、抽選の日時、及び場所を、事前に本部に確認して見学することができる。

① -2 パートナーは、同シーズン中に同じ者が組み合わせられることはないが、不意の欠席等の理由によるチームが編成された場合はこの限りではない。一度決定したパートナーを交代することはできない。

① -3 組み合わせ発表は、申し込み締め切り後の水曜日とする。

② パートナーの発表後、互いに連絡を密に取り合う必要がある。遅刻・ルール違反等が発生した際は、チーム内両者の責任になる場合がある。

【第 11 条：立入禁止エリア】

①立入禁止エリアは、ルールブック及び別紙マップにて必ず確認し、熟知しなくてはならない。

②スタートエリアは基本エリア外とし、イケス、及び漁網等の禁止区域に関しては、別紙マップに定めるところとする。

『第 11 条：解説』

①立入禁止エリアに関する情報は、ルールブック及び別紙マップ、及び現地で確認し、自らで、特例措置や緊急措置の有無等情報収拾に努めなければならない。

② -1 荒天やエンジントラブル等の理由により、やむを得ず立ち入る場合、第8条（③ - 1）で示された通りコンテストバンドを裏返して装着し、本部に必ず報告しなくてはならない。

② -2 トーナメント中、エリア外・禁止エリアで釣りをした場合は失格となる。

【第 12 条：スタート・帰着】

①トーナメントの安全且つスムーズなスタートを行うために、フライトを数回に分けて行う。各フライトのスタート間隔は、1st フライトのスタート時刻にあわせ、以降 15 分ごとに 2nd、3rd のスタートを行う。

②スタート前にボート、及びパートナーのチェックを行いゼッケンを確認する。スタートは、オフィシャルの号令によって行われる。帰着はゼッケンをオフィシャルが確認したときに完了とする。

③スタート・帰着共に、遅れた場合にはペナルティーが課せられる。

『第 12 条：解説』

① フライトは基本的には3フライトに分けて行なう。参加人数等により変更される事もある。

② 帰着時間は、ゼッケンの提示をオフィシャルスタッフが確認した時刻を帰着時間とする。

③ -1 同フライトの他のチームがスタート地点に集合しているにも係わらず、明らかに遅れているチームは、そのフライト順に係わらず各フライトの最後にまわされることがある。

③ -2 帰着に遅れた場合、1 分毎に 500g をトータルウェイトからマイナスされ、15 分を超えて遅れた場合は失格となる。

③ -3 帰着の遅刻判定の時間考察は、前出＜第4条＞の（② - 2）と同様とする。

③ -4 チェックイン確認担当のオフィシャルスタッフがスタンバイをする前に、帰着を行なった選手は本部に自ら帰着を申告しなくてはならない。これを怠ると、失格となる場合がある。

③ -5 スタート順を間違えた場合は、その日のウェイトはノーウェイトとされる。

【第 13 条：ウェイイン】

- ① トーナメントの順位は、試合期間中の合計重量で決定される。
- ② 対象魚はバスに限り、1 日 5 尾の重量によって競われる。キーパーサイズは 30cm 以上とし、本部が使用するメジャーによって計測される。
- ③ 30cm 未満のバスを持ち込んだ場合、及び定数以上のバスを持ちこんだ場合はペナルティーが課せられる。

『第 13 条：解説』

- ① 検量はオフィシャルの手によって行なわれる。
- ② -1 長さの測定法は「バスの口を完全に閉じ、尾を閉じた状態」で規定ラインに触れればキーパーサイズとする。またフィッシュチェックのためにオフィシャルに提出したバスは、フィッシュチェック終了まで選手はその魚体に触れることができない。
- ② -2 バッグリミットは5尾で、6尾を超えてバスをライブウェル内に入れることは認められない。但し入れ替え作業の時にのみ、ライブウェル内に一時的に6尾のバスを入れることは認められる。これはバスを保護する目的によるものである。
- ② -3 但し、6尾をキープした状態で2名で釣りを続ける、また移動する等の行為は認められない。ペナルティーの対象となる。

③-1 帰着後ランチング前に、ライブウェル内を再度確認し、キーパーサイズに満たない魚をリリースする事は認められる。但しこの場合、他のチームまたはオフィシャルスタッフの確認のもとで必ず行われなくてはならない。また、このリリース行為は、オフィシャルに申告する義務を持ち、怠ると失格となることがある。

③-2 バッグリミットを超えてバスを持ちかえた場合は、当条(②-2)の規定によりペナルティーとなる。よって帰着後のリミットオーバーのリリースはそれがノンキーパーであってもできない。これを行なうと失格となる。

③-3 30cm 未満のバスを持ち込んだ場合、その魚は検量外とし且つ 500g (1 尾につき) のマイナスとなる。

③-4 また、リミットオーバーのバスを持ちこんだ場合は、その数を定数に減じ定数を超えて持ち込んだ魚 1 尾につき 500g のマイナスとする。

③-5 <第 10 条 パートナー>での規定を踏まえ、ウェイイン時にはチームのうちどちらかの確認サインが必要となり、選手のサインがない場合にはスコアが無効とされることもある。

③-6 スコアカードの改ざんは無条件で失格となる。

【第 14 条 デッドフィッシュ】

①デッドフィッシュを検量に持ち込んだ場合、ペナルティーが課せられる。なお、デッドフィッシュにはビッグフィッシュの権利は与えられない。

②入れ替え等により本来リリースされるべきバスがデッドフィッシュとなった場合、或いは 100%生存が不可能であると判断される状況となった場合、キーパー・ノンキーパーにかかわらず必ずこれを持ち帰り、本部に提出しなくてはならない。これを怠った場合も、ペナルティーが課せられる。

『第 14 条：解説』

① -1 死魚の判定法は、生命反応の有無にて行なう。この判定はトーナメントディレクターによって行なわれる。ビッグフィッシュに該当する場合でも、これがデッドフィッシュと判定されるとその権利は与えられない。

① -2 死魚に関して、1 尾ごとにマイナス 500 g が課せられる。4 尾以上をデッドフィッシュとした場合は失格。また、尾数に関わらずデッドフィッシュを出した場合は、課金ペナルティー 1 万円。

② リリース対象の死魚にはペナルティーは無いが、必ず本部に提出しなくてはならない。これは湖中に死魚を残さないための配慮である。万一、キーパーがデッドフィッシュとなった場合は必ずキープし検量対象とする。これを怠るとチームは失格となる。

【第 15 条：その他のペナルティー】

①万一のアクシデントや天候の急変等で、ボートによるチェックインができない場合、必ず本部に連絡をとり、対応に努める。

②またその他のペナルティーに関しては、トーナメントディレクターがその決定権を持つ。

『第 15 条：解説』

①-1 自船を持って帰着不可能となり、トーナメント参加中の他船に、帰着の協力依頼・要請をすべく携帯電話等で連絡をする際は、事前に本部の許可が必要。これを怠るとペナルティーや失格となる場合がある。

①-2 チーム内のどちらか1名が、必ず魚と共に、トーナメント参加中の他船に乗船してのウェインは可能。但し、トータルウェイトから 500g のマイナスとする。

①-3 陸路・陸送でのウェインは認められない。

①-4 部外者（トーナメント参加者以外）に協力依頼をできるのは

[1] ボート、エレクトリックモーター、モーター（エンジン）を緊急に修理する必要がある場合

[2] ボートの曳航を依頼することにより自船で帰着可能な場合

[3] ボートを曳航し修理地点まで移動する場合

[4] 危険回避のため、やむを得ずと判断された場合

[5] 第 8 条：解説 ①-2 のボートの交換に関し、交換用のボートをスタート地点に陸送を依頼する場合であり、これに関しては既出の通り、本部の許可を必要とする。

①-5 上記（[1]～[4]）の場合できるかぎり詳細に状況を説明・報告しなければならない。緊急の危険回避以外で、無許可でこの行為を行なうと失格となる場合がある。

②-1 基本的に全てのペナルティーに対しては、トーナメントディレクターに判断が一任される。しかしトーナメントディレクターのみで判断がつかない場合に限り、選手会役員との協議が認められる。更に決しない場合、両者は必要と思われる人員を協議に加える要請ができる。

②-2 想定外、及び規定外のレギュレーション違反が発生した際は、本部と選手会による審議が行なわれる。

【第 16 条：タイスコア】

① 1 位が 2 チーム以上の場合は、フィッシュオフが行なわれる。フィッシュオフは時間制限など特別に設けられたルールによって開催される。但し、天候やタイムスケジュール等により、本部の判断で、開催が不可能とされた場合、両者優勝となる。

『第 16 条：解説』

①-1 フィッシュオフを行なう場合にはそれが可能か否か本部により判断される。場合によってはエリアを限定されることもある。

①-2 2 位以下にタイスコアが存在する場合は、全て同位とし、フィッシュオフは行なわれない。

①-3 その際、順位に与えられる賞金は折半となり、副賞は同位の者同士で分配方法を検討する。例えば、2 位が同ウェイトで 2 チームになった場合、2 位と 3 位の賞金・賞品を合わせて両チームに与えるものとする。

【第 17 条：パッチ・サイン&ウェア】

① W.B.S. プロメンバーは、W.B.S. のオフィシャルパッチを貼付したトーナメントシャツの着用を義務付けるが、トーナメントシャツに関する定義は特はない。

② W.B.S. に対して、サポートを行っていないスポンサーのパッチ・デカルに対する規制は特はないが、トーナメントにかかわる写真・文章・W.B.S. のマーク等を用いて、宣伝・広告をすることはできない。

『第 17 条：解説』

① W.B.S. のオフィシャルパッチを貼付していない場合は、ステージに上がることを拒否される場合がある。その場でオフィシャルパッチを入手し、貼付すればこの限りではない。

② これを行なう場合には、その年の最低サポート条件金額に 5 倍を掛けた金額を該当選手は納入するものとする。無許可でこの行為が行なわれた際、その選手は出場停止処分とされる場合がある。

【第 18 条：退会】

① 選手は各自の意思で、いつでも退会することができる。

② 意図的・計画的に不正行為を企てた場合、もしくは不正行為が認められた場合には、本部はその選手の会員資格をはく奪し、強制的に退会させることができる。

③またメンバーに対する脅迫行為、スポンサー、及び当会の名誉を毀損、失墜させる言動があった場合も同様となる。

『第 18 条：解説』

① 選手は各自の意思をもって、いつでも退会することができるが、一旦納入された会費等の返還請求は認められない。

② -1 強制退会処分を受けた選手は、永久追放処分・オフィシャルに公表される場合がある。

② -2 この処分を受けた選手は W.B.S. の過去の成績全てを抹消され、それまでに受けた賞金・賞品の総額に5倍を掛けた金額を慰謝料として本部に支払わなければならない。

② -3 W.B.S. はチームトーナメントで行なわれる方式であるため、不正行為に気づきながら報告がなかった際、そのパートナーにも過失の度合いによりこれを適用する場合がある。

② -4 当条（② -1）（② -2）（② -3）の処分を受けた場合、選手にはその行為・処分に対する弁明の機会が与えられる。

③ W.B.S. 選手は自分の参加する、そして W.B.S. が開催するトーナメントのスポンサーを良き理解者・協力者として尊敬の念を擁かなければならない。それが自分自身をサポートしているか否かは問題ではない。怠ると（② -2）同様の処分を受けることになる。

【第 19 条：パートナーへの制限】

- ① A & A というチームが決定された場合、どちらのボートを使用するかは、相談の上決定するものとする。
- ② トーナメント終了後、他の選手及びパートナーに対し、その釣り場・エリアに関する情報の規制・強制などの言動を、いかなる場合においても禁止する。

『第 19 条：解説』

- ① 両者の意見が平行線をたどった場合、コイントス等での決定をすることが望ましいが、恫喝等の行為があった際には、出場停止等の措置がとられる場合がある。
- ② パートナーに対し、エリアに関しての情報・秘密を強制する言動が認められた場合、出場停止となる場合がある。これは双方プロアングラーとしての良識のある言動を期待するものである。

【第 20 条：異議の申し立て】

- ① トーナメントに参加し、ペナルティーを与えられた選手は、表彰式の前の時点で本部に対し、異議を申し立てることができる。
- ② 競技終了後に他の選手の不正行為を見出した場合、異議を申し立てることが可能である。

『第 20 条：解説』

①-1 選手より異議の申し立てを受けた場合、本部は速やかにこれを受け入れ、関係者より事情聴取を行なう等、対応に努めなくてはならない。

①-2 裁定は迅速かつ公明正大に行なわれる。その他全ての項目に関して、判定を不服とする場合も同様である。

①-3 異議を申し立てる選手は、その内容を文面にし申し立てをしなくてはならない。また、提出される文書の書式には規定を定めない。尚、表彰式が始まってしまうとそのトーナメントは成立となる。書式でクレームをいえない人は、居酒屋でゴチャゴチャ言わない。

①-4 再検討に参加できるのは、要請がない限りトーナメントディレクター、選手会役員、及び本人のみである。

②-1 異議を申し立てる際は①-3 と同様。

②-2 不正を行なったと認定された選手は、たとえそれが無作為であっても、成績は取り消され、賞金・賞品は没収となり、その賞金は、本部に返納される。

②-3 但し（②-2）の場合、順位の繰上げとなる。また、作画的・計画的であったと認定される場合には、出場停止やく第 18 条> ②に規定された強制退会の処分が課せられる。

【第 21 条：特例措置】

①以上が W.B.S. ルールであるが、本部が特に認めた場合にのみ、特例措置が与えられることがある。これに関しては本部に申請し、指示を受けるものとする。

【第 22 条：ルールの変更】

①ルールは努力・学習・調査等によって定められたものであるが、トーナメントエリア及びトーナメント当日の状況等によっては、本部の要請で変更される場合がある。それらの決定は本部に一任される。

『第 22 条：解説』

① 法律、条例、異常気象等の理由で、トーナメントエリアや緊急のルール変更等が事前に行なわれる場合は、現状で最良と思われる携帯電話のメール機能を使用し、各選手に通達される。よって選手は、この機能を使えるよう各々で必ず準備し、そのアドレスを本部へ正確に伝えておかなければならない。これを怠った場合の連絡不着等の異義に対して、本部は応じられない。

【第 23 条 代表の罷免・更迭】

① W.B.S. は選手会に代表の罷免・更迭に関する権利を認める。
これには選手会の 3 分の 2 以上の賛成が必要である。

『第 23 条：解説』

① -1 代表が選手会の議決を経て罷免された場合、正式に次期代表が決定するまで事務局長を代表代行として W.B.S. は運営される。

【オフィシャルスタッフの心得】

☆ W.B.S. 本部及びスタッフは、全ての参加選手に対し、別け隔てなく、公明正大でなくてはならない。

☆一部の選手に有利になる発言、行動等その全てを禁止とする。

☆トーナメント中は選手、ゲスト、ギャラリーに不快感を与えるような言動は慎まなければならない。

☆これらの指摘を受けた場合は、真摯に対応しなければならない。

☆トーナメント中はオフィシャルより指定されたウェア・キャップ等がある場合、これを着用しなければならない。

☆表彰式等では特別な理由が無い限り、私語を慎み、整列する事が求められる。

【主なペナルティー】

失格	トーナメントの参加不可、またはスコアを無効とする。
集合遅刻	1 分につき 100g 最大 10 分 1000 g 10 分を超えると失格
帰着遅刻	1 分につき 500 g、15 分を超えると失格
ノンキーパー リミットオーバー	1 尾ごとに 500g
デッドフィッシュ	1 尾ごとに 500g 4 尾以上は失格 課金ペナルティー 尾数に関わらず 1 万円
他船での ウェイイン	500 g
スコアカード未確認 走行規定違反	2000 g
無許可で公式プラに メンバー以外と乗船	2000 g
公式プラ時 日没後のマリーナ帰還	1000 g

【お願い】

遊漁承認証について

W.B.S. では、メンバー全員に茨城県内での釣りをする場合に於いて入漁券の購入をお願いしています。各湖沼の漁業組合等でも購入できますが、W.B.S. で事前購入しますので、お持ちでない場合はメール等で事務局までご連絡ください。大会会場等でお渡しいたします。また、土浦周辺の釣具屋さんで購入出来るところもあります。事務局までご確認ください。

船外機使用に関して

バスボートの船外機に関しては、日本国内の法律に則った物を使用する事とし、霞ヶ浦の自然環境保全、水質浄化、公衆衛生等を考え、使用する船外機を4サイクル及び低公害環境配慮型にすることを推奨します。

船舶保険の加入について

ボートを所有するプロメンバーは、「船舶保険の加入」を義務づけています。トーナメントが始まる前に、これらの加入を済ませ、事務局にそのコピーを提出してください。提出方法は郵送もしくはFAXにて。期限は2月末までをお願いします。

